

会社の政治資金パーティー券 不参加分購入による違法寄付

——第一生命保険株式会社株主代表訴訟事件の
控訴審における意見書——

上 脇 博 之

は じ め に

私は、第一生命保険株式会社株主代表訴訟事件の控訴審⁽¹⁾において、政
党政治に重大な影響を及ぼしている会社（企業）の政治献金等の問題を
批判的に研究してきた憲法研究者⁽²⁾として意見書「政治資金パーティー券

(1) 平成27年（ネ）第3610号 株主代表訴訟控訴事件。

(2) 私の単著の研究書としては、『政党国家論と憲法学』（信山社・1999年）、
『政党助成法の憲法問題』（日本評論社・1999年）、『政党国家論と国民代表
論の憲法問題』（日本評論社・2005年）がある。

「政治とカネ」問題に関する主たる単著の研究論文等としては、例えば、
「議員活動の財政的基盤」『ジュリスト』1177号（2000年5月1・15日合併
号）119～125頁、「企業献金の違憲性」『名古屋大学法制論集（浦部法穂教
授退職記念論文集）』230号（2009年）29～63頁、「政治資金規正法抜本改
正案と民主党のマニフェスト反故」『神戸学院法学』42巻2号（2012年）
471～531頁【横書き1～61頁】、「地方議会の政務調査費で政治資金パーティー
券を購入することは許されない——政務調査費返還訴訟控訴審意見書——」
神戸学院法学42巻3・4号（2013年）69～91頁、「歪曲された政党政治と議
会制民主主義の条件 ～ 選挙制度と政治資金制度の問題を中心に」神戸
学院法学44巻2号（2015年）がある。

一般市民向けの「政治とカネ」問題の単著としては、『ゼロからわかる

販売収入が寄附収入になる場合」を執筆し、2015年9月26日、東京高等裁判所⁽³⁾に提出した。この小論では、意見書で書かなかった事件の概要を簡潔に加筆して紹介した上で、私の意見書をそのまま紹介する。ただし、意見書中の文献はほとんどないが、一応、全て脚注に表記することにする。

◆第一生命保険株式会社株主代表訴訟事件の概要

国内有数の生命保険会社である第一生命保険株式会社は、他の大手生命保険会社と共謀し、いわゆる金融族議員を「主要議員」（「業界に対する理解が深く、様々な場面での活躍、業界のために資する助言等が引き続き期待できる議員」）、「友好議員」（「業界に対する理解があり、親密な関係にあるものの、政治信条が強い等の理由で領域が限定されるものの大きな活躍が期待できる議員」）等と分類した上、組織的、計画的に政治資金パーティーにかかるパーティー券を購入し、接待を行う等していた。

同会社は、このようなパーティー券の購入、接待等の便益供与により、上記主要議員らとの間に「親密な関係」を構築し、これに基づき、上記主要議員らを通じて、国会における参考人質疑において、議員ら個人の考えに反して生命保険会社を擁護する発言を行わせたり、参考人質疑や行政処分にかかる非公開の情報を秘密裏に得たりする等の政界工作活動を行っていた。

そこで、この事件は、株主代表訴訟として法廷に持ち込まれたのであ

政治とカネ』（日本機関紙出版センター・2010年）、『安倍改憲と「政治改革」』（日本機関紙出版センター・2013年）、『誰も言わない政党助成金の闇「政治とカネ」の本質に迫る』（日本機関紙出版センター・2014年）、『財界主権国家・ニッポン 買収政治の構図に迫る』（日本機関紙出版センター・2014年）、『告発！政治とカネ 政党助成金20年、腐敗の深層』（かもがわ出版・2015年）がある。

(3) 東京高等裁判所第16民事部口係。

会社の政治資金パーティー券不参加分購入による違法寄付

る。原告の請求は、第一生命保険株式会社に対し、458万5000円及びこれに対する2011年7月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え、というものであったが、原告は、第1審では敗訴したため、控訴した。

この訴訟における争点は、本件会社の調査部長ないし代表取締役としてこのような政界工作活動を主導した被控訴人の行為が、政治資金規正法や取締役としての善管注意義務に違反しないかという点である。

本件会社の調査部長経験者の証言から、本件会社は、上記のように主要議員らから購入したパーティー券に対応する政治資金パーティーに出席していたのはわずかに1、2名（調査部の政治担当者1名と調査部長）でしかなく、5名を超えて政治資金パーティーに出席することはなかったのに、主要議員らからは常時5枚を超えるパーティー券が購入されていた（控訴人が主張する損害額は、全て5枚超のパーティー券購入にかかるものである）。

原告・控訴人は、本件訴訟で、このようなパーティー券の購入は、政治資金パーティーへの出席と全く対価関係がなく、実質的には政治資金規正法で刑罰をもって厳格に禁止されている、企業から政治家個人（もしくはその資金管理団体）に対する「寄付」にあたり、企業から政治家個人（同）への寄付を一律に禁止する政治資金規正法の趣旨等に照らし、到底容認できるものではない、と主張していた。

私の意見書は、原告・控訴人側の依頼で私見を論述したものである。

本意見書の結論

- ①「政治資金パーティー券販売」収入が「寄附」収入になる場合がある。
- ②企業が購入した政治資金パーティー券購入代金に相応するパーティー参加予定人数が実際に参加人数よりも多い場合、その差額分の代金は寄附に該当する。
- ③上記②において、政治資金パーティー開催者が「政党及び政治資金団

体以外の者」(例えば資金管理団体)である場合には、政治資金規正法が禁止している、企業の寄附(いわゆる企業献金)になる。

④上記③において、政治資金パーティー開催者は、上記②におけるパーティー不参加人数分のパーティー券購入代金を、政治資金パーティー券購入企業に返金する、または、個人の寄附上限の150万円の枠内で企業役員個人の寄附として処理し直さなければ(または一部返金、一部個人寄附として処理)、違法である。

⑤本件会社が、パーティー不参加人数分のパーティー券購入代金の返金を求めること、または、個人の寄附上限の150万円の枠内で企業役員個人の寄附として処理することを求めること、のいずれをも選択しなかったのは、本件会社が、その分を「寄附」したことになり、したがって、本件政治資金パーティー開催者は「政党及び政治資金団体以外の者」であるから、政治資金規正法が禁止している寄附(違法な企業献金)をしたことになる。

⑥企業は、政治資金パーティー券の購入代金(対価)に相応するものを受けつもりであれば、当然、過去の参加人数実績に基づいて政治資金パーティー券を購入するはずであるから、過去の参加人数実績を踏まえず、それよりも多い参加人数分の政治資金パーティー券を購入すれば、多い分のパーティー券購入代金は、「寄附」になっても構わないと判断したことになると評すべきである。

⑦本件会社は、「政党及び政治資金団体以外の者」に「寄附」することが政治資金規正法で禁止されているのだから、その開催する政治資金パーティーのパーティー券を購入する際には、その代金が一部であれ「寄附」にならないよう細心の注意を払う必要があったし、また、本件会社は、従来、政治資金パーティーに参加しなかった役員につき、パーティー券の購入代金の返還を求めてもおらず、あるいは役員個人の寄附に変更してもいかなかったのだから、前回の政治資金パーティーの参加人数(例えば5名)の例えば2倍(同10名)の政治資金パーティー券を購入した

会社の政治資金パーティー券不参加分購入による違法寄付

のは、対価に相応するものを受けつつもりがなかったことになるから、その分は「寄附」をしたことになり、それは、政治資金規正法が禁止している違法な寄附（違法な企業献金）をしたことになると判断すべきである。

1 政治資金規正法における寄附収入と政治資金パーティー券販売収入との取り扱い上の異同

（1）政治資金規正法の目的と基本理念

①政治資金規正法は、「議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性」を考慮して「政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにする」ために、「政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずる」ことを通じて、「政治活動の公明と公正を確保し」、「民主政治の健全な発達に寄与する」ことを目的としている法律である（第1条）。

②そして同法は、基本理念として、「政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財である」ことを重視して「その収支の状況を明らかにする」ことを通じて、「これに対する判断は国民にゆだね」る（第2項第1項）とともに、「政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない」と定めてもいる（同条第2項）。

③その上で、同法は、下記のように、寄附受領収入と政治資金パーティー券販売収入について同じ取り扱いと異なる取り扱いの両方を行っている。

（2）寄附と政治資金パーティーの定義上の違い

①政治資金規正法は、「寄附」について、「金銭、物品その他の財産上の

利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの」と定義している（第4条3項）。なお、「党費又は会費」については、「いかなる名称をもつてするを問わず、政治団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として当該政治団体の構成員が負担するもの」と定義している（第4条第2項）。

②他方、同法は「政治資金パーティー」について「対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（……）に関し支出することとされているもの」と定義し、当該パーティーは、「政治団体によって開催されるようにしなければならない」と定めている（第8条の2）。また、「政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が千万円以上であるもの」を「特定パーティー」と定義し（第12条第1項第1号へ）、「政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外の者は、当該政治資金パーティーについては、当該政治資金パーティーを開催しようとする時から政治団体とみなして」いる（第18条の2第1項）。そして、「政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を書面により告知しなければならない」と定めている（第22条の8第2項）。

③以上の定義によると、「特定パーティー」の場合を含め「政治資金パーティーを開催する者」は、「政治資金パーティー」について告知している書面（いわゆる政治資金パーティー券、開催趣意書、案内状）を販売・通知して、「その対価の支払いを受け」、その「収入」から「当該催物に要する経費」を支出し、「政治活動（……）に関し支出すること」になる。つまり、政治資金パーティー券の売上金の全額を政治活動に支出することになるのではなく、政治資金パーティーに要した経費を支払った

会社の政治資金パーティー券不参加分購入による違法寄付

後の残金を政治活動に支出することになるのである。他方、寄附の場合には、その提供を受けた側は、その全額を政治活動に支出することになる。この点で政治資金パーティーと寄附とは本質的に異なるのである。

(3) 寄附収入も政治資金パーティー券販売収入も同じ政治資金「収入」

①もっとも、政治資金規正法は、「収入」について「金銭、物品その他の財産上の利益の收受で、第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭等（金銭その他政令で定める財産上の利益をいう。……）の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のもの」と定義している。

②したがって、政治資金パーティーを開催しパーティー券を販売する側も、寄附を受け取る側も、ここでいう「収入」を得ることになる点では全く同じであり、後述するように、同法は、いずれも政治資金の「収入」として取り扱うよう政治団体に義務づけているのである。

(4) 寄附収入と政治資金パーティー券販売収入との異なる取り扱い

①とはいえ、上記(2)の違いがあるからこそ、政治資金規正法は、両者を区別し異なる取り扱いをしている。

②その第一として、同法は、〈会社などがする寄附供与および当該寄附の受領〉と、〈会社などがする政治資金パーティー券購入および当該政治資金パーティー券の販売〉とを区別し、前者については後者にない制限を行っている。

すなわち、「会社、労働組合（……）、職員団体（……）その他の団体」（いわゆる企業・団体）は、「政党及び政治資金団体」に対して「政治活動に関する寄附」をすることを許されているが、「政党及び政治資金団体以外の者」に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない」と定めている（第21条第1項）。

一方、政治資金パーティー券の販売、購入については、このような区

別と制限はなされてはならず、いわゆる企業・団体には、「政党及び政治資金団体」が主催し販売する政治資金パーティー券を購入することだけでなく、「政党及び政治資金団体以外の者」が主催し販売する政治資金パーティー券を購入することも認めている。

③第二としては、同法は、寄付に関する情報の公表と政治資金パーティー券販売・購入に関する情報の公表の間で、透明度に違いを設けている。

すなわち、「政治団体の会計責任者」は、「毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書」（いわゆる政治資金収支報告書）を、「都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない」が、そこでいう「収入」につき、それが「同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるもの」であれば、「その寄附をした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日」を政治資金収支報告書に記載しなければならない（第12条第1項第1号ロ）。

一方「一の政治資金パーティーの対価に係る収入」のうち、「同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払」で、「その金額の合計額が20万円を超えるもの」であれば、「当該対価の支払をした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日」を政治資金収支報告書に記載しなければならない（第12条第1項第1号ト）。

④第三に、同法は、寄附の上限額と政治資金パーティー券購入の上限額とを区別し、かつ、それぞれの上限額において違いを設けている。すなわち、寄附については、企業が寄附する場合の年間上限額と個人が寄附する場合の年間上限額とで異なる金額を設定している（第21条の3、第22条）。

しかし、政治資金パーティー券購入の上限額については、企業が購入する場合と個人が購入する場合とで違いを設けず、同じ上限額である。ただし、それは、年間上限額ではなく、政治資金パーティー毎の上限額

会社の政治資金パーティー券不参加分購入による違法寄付
となっている（第22条の8）。

2 政治資金パーティー券販売収入が寄附収入になる場合がある

（1）政治資金パーティー券販売収入と寄附収入の区別の重要性

①以上のような法的取り扱いの違いのうち、第二の違いは、収入の透明度を決定づけるので、どのような政治団体にとっても重要になる。

②他方、第一の違いは、「政党及び政治資金団体以外の者」にとって収入の増減を決定づける点でも、収入が違法か合法化かを決定づける点でも極めて重要になる。つまり、「政党及び政治資金団体」は、いわゆる企業・団体から寄付を受けることも、「政治資金パーティー券」を購入してもらうことも許されているが、「政党及び政治資金団体以外の者」は、いわゆる企業・団体から「政治資金パーティー券」を購入してもらうことは許されているものの、いわゆる企業・団体がする「寄附」は受け取れないからである。

それゆえ、「政党及び政治資金団体以外の者」にとっては、寄附収入なのか、政治資金パーティー券販売収入なのかの違いは、収入の増減を左右する点で重要であるし、収入が違法なのか合法なのかを決定づける点でも重要なのである。

③第三の取り扱いにおける違いも、寄附収入と政治資金パーティー券販売収入を厳格に分けて理解すべきことを示唆しているが、政治資金パーティー券購入者が企業の場合と個人の場合を区別していないところに、寄附収入と政治資金パーティー券販売収入の違いの重要性を再認識させるものである。

したがって、政治資金パーティー券購入の上限額について同法が企業の購入する場合と個人の購入する場合とで違いを設けず、同じ上限額にし、それが「一の政治資金パーティー」につき「150万円」としているのは、企業の場合も含めて実際のパーティー参加者はあくまでも自然人（企業の役員）であるとの社会常識を前提にし、かつ、企業も個人も

「一の政治資金パーティー」につき「150万円」と定めている以上、政治資金パーティーに参加する複数の人数分のパーティー券を、一企業であっても、一個人であっても、購入することを許容しているのである。「一の政治資金パーティー」につき一人「150万円」のパーティー券を販売する開催者は通常存在しないからである。パーティー券1枚につき一人が当該政治資金パーティーに参加・出席することができ、パーティー券を持参してパーティーの受付でそれを提出する者が当該パーティーに参加できる権利を有するのであるから、政治資金規正法は、例えばパーティー券の価格が2万円であれば、それを購入するのが一企業であれ、一個人であれ、最高75人参加分のパーティー券（75枚）しか購入できない、という上限を設けているのである。

④そこで確認すべきことがある。

それは、例えば、有名な歌手のコンサートを鑑賞できるチケットを一人で複数購入することと政治資金パーティー券を一人で複数購入することとは、購入枚数分の参加権を有する点では同じであり違いはないが、購入枚数分の人数が実際に参加しなかった場合には本質的に異なるということである。

歌手のコンサートの場合、そもそもそのコンサートを鑑賞するかどうか、チケット購入枚数の範囲内で何名鑑賞するのかは、チケットを購入した参加権者の側の全くの自由である。権利を放棄するのは自由だからである。

一方、政治資金パーティーの場合は、政治資金規正法が寄附の供与と政治資金パーティー券購入を法的に異なる取り扱いをしている以上、参加権者の全くの自由というわけにはいかないのである。政治資金パーティー券購入者は、寄附をしたわけではない以上、パーティー券購入代金その一部でも「寄附」にならないようにしなければならず、もし「寄附」になるようであれば、後述するように相応する手続きをとる必要がある。企業の場合には、政治資金パーティーに参加・出席した役員と参加・欠

会社の政治資金パーティー券不参加分購入による違法寄付

席した役員を把握することができるし、後者については、使用されず残っている政治資金パーティー券で確認できるはずであるからだ。

(2) パーティー全体で政治資金パーティー券販売収入が寄附収入になる場合

①ところが、先程確認したように寄附収入も政治資金パーティー券販売収入も、政治団体にとっては「収入」であることに変わりはないし、また、「債務の履行」である「党費又は会費」とは異なり、寄附も政治資金パーティー券購入も、任意で行われるものである。

②他方、両者には重大な違いがある。先程確認したように政治資金パーティーの場合には、パーティー券の売上金の全額を政治活動に支出することになるのではなく、政治資金パーティーに要した経費を支払った後の残金を政治活動に支出することになるのに比べ、寄附の場合は、その全額を政治活動に支出することになる。この点が寄附収入と政治資金パーティー券販売収入地の決定的な相違点である。

③しかし、言い換えれば、政治資金パーティー販売代金総額に対する政治資金パーティーに要した経費の占める割合が小さくなればなるほど政治資金パーティー販売収入は限りなく寄附収入に近づくことになる。

④そこで注目されるのは、政治資金制度研究会編集『逐条解説 政治資金規正法<第二次改正版>』の次の解説である。

「対価関係にあるものでも、対価相当分を超えて金銭等の供与又は交付がある場合には、その超える部分は寄附となるものと解される。例えば、政治資金パーティーのパーティー券の購入代は、通常はパーティー出席のための対価と考えられるが、その代金が社会通念上の価値を超えるものである場合、当該超える部分は寄附として取り扱われることにな
(4)
る。」

(4) 政治資金制度研究会編集『逐条解説 政治資金規正法<第二次改正版>』（ぎょうせい・2002年）57頁。

つまり、政治資金パーティー券の販売価格が高額であるにも関わらず、政治資金パーティーに要した経費が少額で、パーティー券の購入者がパーティーに出席して得られた対価が小さければ、「社会通念上の価値を超える部分」が生じるので、その部分は「寄附として取り扱われる」べきである。このような取り扱いは、寄附収入とパーティー券販売収入との厳格な違いを踏まえれば、妥当である。

⑤従来、政治資金パーティーを開催しパーティー券を販売する側は、政治資金パーティーに要した経費をできるだけ少額にし、政治資金パーティー券の販売収入をできるだけ高額にしようと努め、実際、高い収益率を確保してきた。より具体的に言えば、政治資金パーティーを開催しパーティー券を販売する側は、パーティー券の購買力の小さい個人にもパーティー券を販売するが、実際には個人よりも、パーティー券の購買力のある企業に、政治資金パーティー券を大量に販売してきた。企業の場合、政治資金パーティーにはその役員の全く参加しない、あるいはその役員の多数は参加しないがパーティー券の購買力があるので政治資金パーティー券を大量に販売してきた。そして、開催会場の収容人員よりも遥かに大勢の人数分の政治資金パーティー券を販売してきたのである。そうすることで、実質的には企業から寄附を受けてきた。そして、これが、政治資金規正法では企業・団体からの寄附を受領することが禁止されている「政党及び政治資金団体以外の者」によって行われてきたのである。

⑥なぜ政治資金パーティーを開催しパーティー券を販売する側がパーティー券購入人数よりも遥かに少ない収容人数の会場で政治資金パーティーを開催できるのかというと、パーティー開催側は、私が記者、政治家などから聞き及んだ情報によると、過去の政治資金パーティーにおける出席状況を踏まえ、特に、政治資金パーティー券を販売する際に「政治資金パーティー参加の有無、参加人数」の情報をあらかじめ購入者から得ているからであろうと言われている。

(3) 個別・具体的に政治資金パーティー券販売収入が寄附収入になる場合

①以上の点を、さらにより個別・具体的に検討してみよう。

まず、政治資金パーティー券を購入した企業側から考えてみよう。もし政治資金パーティー券を購入した企業側が誰一人そのパーティーに参加しなかったら、当該企業側は政治資金パーティー開催者側から全く対価を受けていないわけであるから実質的には政治資金パーティー券の購入代金を全額「寄附」したことになる。

このことは、当該企業側が過去に誰一人そのパーティーに参加しておらず、政治資金パーティー券の購入時点で誰一人そのパーティーに参加しないつもりである、または、その意思を政治資金パーティー開催者側に伝えていれば、あまりにも明白である。

②では、政治資金パーティーに参加しないつもりがない、または、参加しないことを伝えていない場合には、パーティー券の購入代金は「寄附」と評価することができないのかということ、そうではない。当該企業側は政治資金パーティー開催者側から全く対価を受けていないわけであるから、客観的には政治資金パーティー券の購入代金を全額「寄附」したことになる。

参加するつもりであったが事情により当日誰一人参加しなかった場合であっても、政治資金パーティー券購入代金は全額「寄附」と評することができるし、評しなければならぬ。政治資金規正法が前述したように「寄附収入」と「政治資金パーティー券販売収入」とを区別し法的に異なる取り扱いをしている以上、当然のことである。

③政治資金パーティー券を販売しパーティーを開催する側からも考えてみよう。政治資金パーティー券を販売しパーティーを開催する側に対し、当該企業側が過去に誰一人そのパーティーに参加しておらず政治資金パーティー券の購入時点で「今回は参加する」と伝えてもいない場合、あるいはまた、「誰一人そのパーティーに参加しない」ことを伝えている場

合には、その政治資金パーティー券の販売代金全額が実質的には「寄附」になると認識して政治資金パーティー券を販売していることになる。

つまり、「寄附収入」と「政治資金パーティー券販売収入」とは客観的に判断すべきである。「政治資金パーティー券購入者がパーティーに参加せず、政治資金パーティー券購入代金（対価）に相当するものを一切受けなかった場合には、政治資金パーティーを開催し政治資金パーティー券販売した側は、パーティー券購入者に対し対価を与えていない以上、「寄附」を受けたことになるのである。

④では、政治資金パーティー券購入者が複数の人数分の政治資金パーティー券を購入していて、当該パーティー券を使って誰かがパーティーに参加しても、その参加人数がパーティー券購入代金相当人数よりも少ない場合には、どう考えたらよいのだろうか。

この場合も、誰一人参加しなかった場合と基本的に同様に考えるべきである。つまり、政治資金パーティー券購入者が複数の人数分の政治資金パーティー券を購入したとしても、実際には、政治資金パーティーにパーティー券購入代金相応人数を参加させる予定がなく、その一部の人数しか参加しなかった場合も、また、パーティー券購入代金相応人数が全員パーティーに参加する予定であったが実際にはパーティー券購入代金相応人数を下回る人数しか参加しなかった場合も、不参加人数分のパーティー券購入代金は「寄附」として評すべきなのである。

⑤この場合、政治資金パーティー券を企業に販売しパーティーを開催した側が「政党及び政治資金団体以外の者」であれば、不参加人数分のパーティー券購入代金は以上のように「寄附」として評価されることになるので、それをそのまま受け取ったままにすれば、政治資金規正法が禁止している違法な、企業の寄附を受け取っていることとなるので、それを合法にするよう是正しなければならない（これについては下記参照）。

是正しなければ、政治資金規正法が受領を禁止している「企業・団体からの寄附」を実質的に受領していることになり、これは違法であると

会社の政治資金パーティー券不参加分購入による違法寄付
評すべきである。そうしなければ、政治資金規正法が受領を禁止してい
る意味がなくなってしまうからである。

3 原判決・東京地裁判決の問題点

(1) 原判決・東京地裁判決

①本件第一生命保険株式会社株主代表訴訟事件⁽⁵⁾において原判決・東京地
方裁判所は、本件第一生命保険株式会社が2004年度から2010年度までの
間に購入した、国会議員又はその政治団体の開催する政治資金パーティー
のパーティー券の各年度ごとの合計額が、1224万7000円（2010年度）な
いし1602万7000円（2006年度）であったこと、同社の政治資金パーティー
券購入代金に相応する参加人数よりも実際の参加人数が少なかったこと
を事実認定しながらも、次のように判示した。

②原判決は、第一に「形式的にはパーティー券の購入に伴う代金の支払
であっても、社会通念上、その対価的意義を著しく損なう支出であると
評価される場合には、当該支払を債務の履行とみることはできないとい
うべきであるから、当該支払は『寄附』に当たるといふべきである」と
判示した。

③しかし、第二に、「本件についてみるに、……証拠上、本件に係る政
治資金パーティーにおいて購入されたパーティー券の数に応じた相応の
準備と支出がされていなかったことをうかがわせる事情はない」し、
「本件会社が購入したパーティー券の数量と本件会社の経営成績及び財
務状況から伺われる本件会社の規模を踏まえれば、本件会社の購入した
パーティー券の枚数や金額自体が特に不自然、不相応であるとは認めら
れない一方で、……本件会社においては、上記パーティー券の購入を正
式な社内手続を経て行っており、適法、適正なパーティー券の購入とな
るように配慮していたことが認められる」し、「本件会社の政治資金パー

(5) 東京地方裁判所2015年5月28日判決。

ティーへの出席状況及び上記の本件会社の規模を踏まえれば、およそ購入枚数に見合うだけの人数の参加が想定できないような数のパーティー券を購入したものと認められない」から、「本件会社による5枚を超えるパーティー券の購入が、社会通念上、対価性を著しく損なっていると認めるには至らない」として「『寄附』に当たると認めることはできない」と判示した。

④また、第三に、「政治資金規正法の規定及びその立法経緯を踏まえれば、政治資金パーティーにおいては、その対価として支払われる金銭が同パーティーの開催費用として全て費消されるわけではないことを前提としつつ、これを規制する方法として1回の政治資金パーティーの開催ごとに同一の者からの支払額の総額を定めたものということができる」し、「同法は、規制方法として上記の方法のみを規定していること、その規制される金額が150万円と相当高額であり、通常想定される政治資金パーティーの一人当たりの対価からすれば数十人以上の対価に相当し、さらには上記金額の規制は個人にも適用されるものであること等、本件に顕れた同法における政治資金パーティーの規制の在り方を踏まえると、同法は、政治資金パーティーにおいて、その対価の支払時において、支払に相当する参加者が具体的に予定されていることを要するとしたものとは解されない」と判示した。

⑤さらに、第四に、「本件会社においては、購入したパーティー券に係る政治資金パーティーについて、出席する本件会社の役員及び従業員は5名程度までであり、10人分のパーティー券を購入した場合であっても10人で出席したことはないこと、また、パーティー券の購入に当たって具体的な出席人数を考えた上で購入していたわけではないことが認められるが、一方で、本件会社においては、できる限り購入したパーティー券について出席するように努めており、7、8人出席したのもあったというのであって、本訴訟において原告が主張する政治資金パーティーのそれぞれについて本件会社側の出席者が何人であったか、証拠上明らか

会社の政治資金パーティー券不参加分購入による違法寄付

かではないことにも鑑みると、本件会社が、購入時において、出席することを全く想定もしない数のパーティー券の購入をしたものとは認めざるに至らない」と判示した。

⑥そして、第五に、「政治資金パーティーの主催者と本件会社の担当者が、はじめから出席することがないとわかった上でパーティー券を購入することについて通謀ないし認識を共有していたことを示す証拠はない」し、「実際の出席人数から直ちに、パーティー券の購入の際に購入者に出席の予定があったかどうかを知り得るものではないし、……本件会社が適法にパーティー券を購入できるのは実際の参加予定数として具体的に想定された分のみであるとは解されず、実際に本件会社が購入したのも会社の規模等に照らし不相当なものではなかつたことを踏まえると、従前、購入枚数分の出席がなかったという事情があったからといって、主催者において、パーティー券の購入者が出席予定のないパーティー券を購入していると認識し得ると直ちにいうこともできない」と判示した。

⑦最後に、「本件会社が行ったパーティー券の購入が、政治資金規正法の寄附に当たるとすることはできない」と結論づけたのである。

(2) 原判決・東京地裁判決に対する意見その1

①原判決・東京地裁判決についての以上の確認のうち、第一の点において「形式的にはパーティー券の購入に伴う代金の支払であっても、……当該支払を債務の履行とみることはできないというべきであるから、当該支払は『寄附』に当たるといふべきである」として、「形式的にはパーティー券の購入に伴う代金の支払」でも、「『寄附』に当たる」場合を認めている点は妥当である。

しかし、「『寄附』に当たる」場合を「社会通念上、その対価的意義を著しく損なう支出であると評価される場合」に限定しすぎている点は、前記で述べた政治資金規正法の趣旨から見て誤りである。政治資金制度研究会編集『逐条解説 政治資金規正法<第二次改正版>』⁽⁶⁾の記述を再

度確認していただきたい。そこには、「著しく」という表現も、それに類似した表現もない。

したがって、同法の趣旨を踏まえれば、「形式的にはパーティー券の購入に伴う代金の支払であっても、社会通念上、その対価的意義を損なう支出であると評価される場合には、当該支払を債務の履行とみることはできないというべきであるから、当該支払は『寄附』に当たるといふべきである」と判示すべきであった。

②第二以下の点の判断についても次の点で妥当ではない。前述したように、政治資金規正法は、寄附収入と政治資金パーティー券販売収入を本質的に異なるものとして取り扱っている以上、政治資金パーティー券の購入金額（対価）は原則として参加人数分でなければならないはずである。しかし、原判決・東京地裁判決は、このような厳格な客観的判断を欠いており、したがって、政治資金パーティー券購入代金に相応する人数が実際のパーティーに参加しなかった場合に不参加人数分のパーティー券購入代金（対価）に相当するものを受けなかったことになるという客観的判断を欠いている。

③政治資金規正法は、「政治資金パーティーを開催する者は、一の政治資金パーティーにつき、同一の者から、150万円を超えて、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならない」（第22条の8第1項）、「何人も、政治資金パーティーの対価の支払をする場合において、一の政治資金パーティーにつき、150万円を超えて、当該政治資金パーティーの対価の支払をしてはならない」（第22条の8第3項）と定めている。

これは、第一に、前述したように、政治資金パーティー券の購入につき、複数の参加者分のパーティー券の購入を許容した上で、その場合でもその購入上限を150万円に設定したものである。それゆえ、政治資金パーティー券購入代金に相応する参加人数よりも実際の参加人数が結果

(6) 政治資金制度研究会編集・前掲注(4)57頁。

会社の政治資金パーティー券不参加分購入による違法寄付

として少なかった場合」でも「寄附として評価しない」ということを許容するものではない。

④むしろ、第二に、政治資金パーティー券購入代金に相応する参加人数よりも実際の参加人数が結果として少なかった場合」には「寄附」として評価することを許容した上で、個人の寄附の上限を超えないように配慮したものである。

というのは、政治資金規正法は、「個人のする政治活動に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の者に対しては、150万円を超えることができない」と定めているからである（第22条第2項）。

つまり、企業が複数の政治資金パーティー券を購入しておきながら、役員が誰一人として参加しなかった場合であれ、購入したパーティー券の枚数分の役員全員が参加しなかった場合であれ、不参加となった役員分の政治資金パーティー券購入代金は、企業の「寄附」として評価されることになるが、その場合の処理としては、選択肢は2つになる。一つは、それを支払った企業が参加しなかった分の返金を求めるという選択肢である。もう一つは、当該企業が参加しなかった分につき企業または個人の寄附として処理し直すという選択肢である。

⑤後者の選択肢の場合、個人の寄附の上限は、前述したように150万円なので、企業側が誰一人として政治資金パーティーに参加しなかったとして、一人の寄附として処理し直すという選択肢を採ったとしても、個人の寄附の年間上限150万円を超えないよう歯止めをかける必要があったから、政治資金規正法は、たとえ「一の政治資金パーティー」であっても、パーティー券の購入の上限を150万円に設定したと解すべきである。

⑥したがって、本件については、本件会社の参加しなかった分の政治資金パーティー券購入代金は、本件会社の「寄附」として評価されることになる。

この場合、本件会社または本件会社役員の誰かが使用しなかったパーティー券を所持しており、本件会社は、政治資金パーティーに参加しなかった人数を把握できるはずであるから、どの分の返金を求めるか、もしくは、参加しなかった人数分につき寄附として処理し直すかのいずれかを選択すべきであった。なお、後者においては、本件では政治資金パーティーの開催者が「政党及び政治資金団体以外の者」であるから、参加しなかった人数分を当該会社の寄附として処理すると、政治資金規正法が禁止している企業の寄附になってしまうので、本件会社の役員個人の寄附として処理する選択肢しかないことになる。

⑦しかし、いずれにせよ、本件において本件会社は、政治資金パーティーに参加しなかった人数分の返金を求めてもいないし、本件会社の役員個人の寄附として処理し直してもいないので、政治資金パーティーに参加しなかった人数分の政治資金パーティー券購入代金は、本件会社の違法な「寄附」（違法な企業献金）として評されることになる。

（3）原判決・東京地裁判決に対する意見その2

①更に原判決・東京地裁判決には次の重大な誤りがある。

私の確認した第4の点で、「本件会社においては、購入したパーティー券に係る政治資金パーティーについて、出席する本件会社の役員及び従業員は5名程度までであり、10人分のパーティー券を購入した場合であっても10人で出席したことはないこと、また、パーティー券の購入に当たって具体的な出席人数を考えた上で購入していたわけではないことが認められる」としておきながら、「本件会社が、購入時において、出席することを全く想定もしない数のパーティー券の購入をしたものとは認めざるに至らない」と判示したのは、妥当ではない。

②企業が寄附の供与と政治資金パーティー券購入との本質的な違いをきちんと認識し、かつその異なる法的取り扱いを厳守し、自ら支払った対価（パーティー券購入代金）に相応したものを受けつつもりで政治資金

会社の政治資金パーティー券不参加分購入による違法寄付

パーティー券を購入しているのであれば、実際に政治資金パーティーに参加する人数がパーティー券購入時に確定していなくても、過去の参加人数実績を踏まえてパーティー券の購入代金額を決定するはずであるから、過去の参加人数の実績を大きく上回る人数分のパーティー券を購入すべきではない。

従来、政治資金パーティーに参加しなかった役員の分につき、パーティー券の購入代金の返還を求めてもならず、あるいは役員個人の寄附に変更してもいけないのであれば、尚更のことであるし、また、政治資金パーティーの販売・開催者が「政党及び政治資金団体以外の者」であれば、尚更のことである。政治資金規正法が寄附と政治資金パーティー券購入とを本質的に異なるものと定めているだけでなく、そのうえで企業が「政党及び政治資金団体以外の者」に「寄附」することを禁止しているからである。

それゆえ、過去の参加人数の実績を大きく上回る人数分のパーティー券を購入すれば、当該購入企業は、自ら支払った対価（パーティー券購入代金）に相応したものを受けるつもりがなく、過去の参加人数の実績を大きく上回る人数分のパーティー券購入代金は、「寄附」になっても構わないと判断していたと評すべきである。

このことは、政治資金パーティーの販売・開催者が「政党及び政治資金団体以外の者」であれば、より一層明確に言えることである。

③本件会社は、「政党及び政治資金団体以外の者」に「寄附」することが政治資金規正法で禁止されているのだから、その開催する政治資金パーティーのパーティー券を購入する際には、その代金が一部であれ「寄附」にならないよう細心の注意を払う必要があった。また、本件会社は、従来、政治資金パーティーに参加しなかった役員の分につき、パーティー券の購入代金の返還を求めてもならず、あるいは役員個人の寄附に変更してもいなかった。

したがって、本件会社は、前回の政治資金パーティーにおいて例えば

5人しか参加してなかったのであれば、次回の政治資金パーティー券を購入する際に本件会社が前回の参加人数の例えば2倍である10人分のパーティー券を購入することは、自ら支払った対価（パーティー券購入代金）に相応したものを受けるつもりがなかったと評さざるを得ず、自ら支払った対価（パーティー券購入代金）の半分（例えば5人分のパーティー券購入額）を「寄附」として支払うことになっても構わないと判断していたと評さざるを得ない。

④より具体的には、各年のパーティー不参加人数分の券購入額は「寄附」と評価しなければならないので、各年それが幾らになるのか算出しなければならない。

⑤本件政治資金パーティー開催者は「政党及び政治資金団体以外の者」であるから、上記算出で「寄附」として評価した分は、政治資金規正法が禁止している寄附（違法な企業献金）をしたことになる。

結 論

以上の検討により、私は、冒頭「はじめに」の「本意見書の結論」の意見を表明するものである。

※本学大学院実務法学研究科と一緒に研究・教育に携われ、2015年3月に退職された大塚明先生・鹿島久義先生・坂井希千与先生に、この小論を捧げます。実務家の先生に裁判所に提出した意見書を捧げるのは、果たして記念論文として相応しいのかと悩みましたが、私なりの理論と実践のささやかな成果ですから、この小論を捧げることにしました。